省令

○国土交通省令第七号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十二条及び第三十六条の三第四項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一京浜の部東京区第二区の項中「十三号地信号所から二百六十二度八百十メートル」を「青海信号所から二百八十八度三十分千二百十メートル」に改め、同部東京区第三区の項中「、大師橋」を「、同橋」に、「東京東防波堤灯台（北緯三十五度三十六分四十三秒東経百三十九度四十九分四十一秒）から東京中央防波堤東灯台（北緯三十五度三十六分三十六秒東経百三十九度四十九分二十八秒）」を「同防波堤突端から中央防波堤東端」に、「中央防波堤、中央防波堤内側埋立地南端」を「同防波堤、同防波堤内側埋立地南端」に改める。

別表第二京浜の部東京東航路の項を次のように改める。

東京東航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
	一　十五号地南信号所から二百六十二度三十分七百十メートルの地点
	二　十五号地南信号所から二百五十度三十分六百七十メートルの地点
	三　十五号地南信号所から百七十七度千三百八十メートルの地点
	四　十五号地南信号所から二百五十三度三十分千十メートルの地点
	五　十五号地南信号所から二百四十六度九百六十メートルの地点
	六　十五号地南信号所から百八十七度三十分千五百七十メートルの地点

別表第四京浜の部東京西航路の項中「十三号地信号所（北緯三十五度三十七分十三秒東経百三十九度四十六分十九秒）」を「青海信号所（北緯三十五度三十六分五十六秒東経百三十九度四十六分三十三秒）」に、「三百十一度」を「三百四十一度」に、「十三号地信号所の百四十四度、二百三十四度及び三百二十四度方向に面する信号板」を「青海信号所の二百五度及び三百四度方向に面する信号板」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。